

# 対馬市厳原における歴史的石塀の保全状況と 市民意識についての研究

Citizen's Recognition on the Preservation of the Historic Stone Walls  
in Izuhara, Tsushima

樋口明彦<sup>1</sup>・竹林知樹<sup>2</sup>・石橋知也<sup>3</sup>・伊東和彦<sup>4</sup>・三宅正弘<sup>5</sup>・高尾忠志<sup>6</sup>

<sup>1</sup>正会員 Dr. of Design 九州大学大学院工学研究院建設デザイン部門 (〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1)

E-mail:higuchi@doc.kyushu-u.ac.jp

<sup>2</sup>学生会員 九州大学大学院工学府都市環境システム工学専攻 (〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1)

<sup>3</sup>正会員 福岡大学工学部社会デザイン工学科 (〒814-0180 福岡市城南区七隈8-19-1)

<sup>4</sup>学生会員 九州大学大学院工学府都市環境システム工学専攻 (〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1)

<sup>5</sup>正会員 工学博士 武庫川女子大学生生活環境学部 (〒663-8558 兵庫県西宮市池開町6-46)

<sup>6</sup>正会員 九州大学大学院工学研究院建設デザイン部門 (〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1)

E-mail:takao@doc.kyushu-u.ac.jp

The purpose of this paper is to evaluate the current condition of the historic stone walls in downtown Izuhara as well as to discuss alternative ways of preserving those walls. The existing historic stone walls in downtown Izuhara were surveyed and a series of interview was conducted to the wall owners. The major findings include the followings. a). The majority of the wall owners have been voluntarily maintaining the stone walls with recognition to the public value of them. b). The major business corporations as well as public agencies that hold stone walls in their properties also understand the importance of the historic preservation of the walls. c). It is not practical for the city to put the responsibility of the preservation only over the wall owners considering the expense, and a new scheme of collaboration between the city and the wall owners with some financial incentives attached is necessary to push forward the preservation efforts.

*Key words: stone walls, historic preservation, citizen's participation, Izuhara, Tsushima*

## 1. 研究の背景と目的

対馬市厳原は日本海に浮かぶ対馬にある町である。古くは日朝交流の拠点として大いに栄え、町の各所に石塀や武家屋敷門など当時の歴史資産が数多く残っている。全国的に見ても厳原のように市街地の都市計画区域内に多数の歴史的石塀が残る地域は少ない。

厳原の石塀には大きく分けて二種類あり、武家屋敷を中心に構築された屋敷塀と延焼防止の目的で建設された防火壁がある。このうち防火壁は敷地境界に沿って前面街路に直角に構築されているのが一般的であり、何らかの理由で敷地が更地にされている場合以外はあまり目立たない。一方、屋敷塀は街路に面してつくられており、道に沿って石塀が続く光景は、厳原独特の歴史的街並みを形成している。

今日までこれらの石塀が残されてきたのは、離島という特殊性ゆえに都市化の進行速度が比較的緩やかであったためと考えられるが、近年は、住宅の建替えや自家用車の車庫を設けるためにこれら石塀の多くが撤去され、歴史的街並みの保全と暮らしの利便性確保との間で厳原はまちづくりの岐路に立たされている。

わが国では2004年に文化財保護法に文化的景観が位置づけられているが、厳原のように地域固有の文化・景観としての石積みをもどのように保全していくかについての検討はその緒についたばかりである。

本研究は、厳原の石塀を事例として、現地調査により厳原市街地に分布する石塀の保全状況と、石塀を所有する住民および法人・公共機関等の今後の保全についての意識とを把握し、そこから厳原における今後の石塀保全の課題について考察をおこなうことを目的としている。

## 2. 既往研究

石塀・石垣についての研究としては土木史・建築史的視点からの構築技術や石構造の安定性についての研究等が多数行なわれている<sup>9)</sup>。他方石垣・石塀の地域レベルでの保全の取組みのあり方については、三宅・庄野等による愛媛県外泊地区を対象とした研究<sup>9)</sup>や徳島県高開等を事例とした市民参加型の石積み修復についての研究<sup>9),10)</sup>、斜面地住宅地の石積み擁壁における地場石材の利用実態についての研究<sup>9)</sup>等が認められる。しかし、特に市街地を対象とした石積み構造物の保全状況と当該地域の住民意識について着目した研究は行なわれていない。

巖原の石塀については、これまでに原田等による石塀の現状についての研究<sup>9)</sup>、(財)文化財建造物保存技術協会による現況調査<sup>9)</sup>等が行なわれている。また、近年では樋口・吉原等により巖原中心部の大町通り沿線を対象とした道路拡幅の影響についての考察<sup>9)</sup>や巖原市街地を対象とした石塀消失の原因についての事例研究<sup>10)</sup>が行なわれているが、住民をはじめとする石塀所有者に対するまとまった意識調査はこれまでおこなわれていない。

## 3. 研究の進め方

### (1) 現況調査

昭和51年に巖原町により作成された石塀の分布地図を原図として、巖原市街地に存在する全ての石塀を対象に撤去の有無・石塀の長さ・高さ・石塀に用いられている石の種類・補修の有無等石塀の状況を記録した。対象範囲は巖原市街地のほぼ全域である(写真-1参照)。調査期間は下記のヒアリング調査とも平成17年8月7日から9日の3日間である。

### (2) ヒアリング調査

現況調査とともに、全ての石塀についてその所有者に対して戸別訪問によりヒアリングを実施した。主なヒアリング項目を表-1に示す。

調査対象石塀のうち法人所有のもの(銀行・NTT等巖原に支店・支社として存在する大手法人を指す。個人商店・社寺等は上の戸別訪問調査に含んでいる)・公共機関(市支所・県出先機関及びそれらの職員宿舍等)が所有するものについては、後日郵送により別途調査票を送り、回答を依頼した。調査票では、過去の石塀の改築・補修・撤去等の有無、その時期、保全している場合の理由、今後の方針等について質問している。

調査対象地域の全世帯数は2,865戸であるのに対して、ヒアリングのため訪問した世帯数は297戸(昭和51年の調査で石塀が記録されている場所に該当する世帯全て)

であり、このうち132戸・44%からヒアリングに対する回答を得ている。一方、今回の調査で法人・公共機関等が所有すると見られる石塀の所在地は28件であり、このうち21件・75%から調査票に対する回答を得ている。これらの回答を基に以下に記述する考察を行っている。

さらに、対馬市に対してもこれまでの石塀保全の取組み及び今後の方針についてヒアリングを実施している。

## 4. 石塀の保全状況

ここでは、現況調査によって明らかになった巖原市街地の石塀の分布状況・保全状況について考察する。

### (1) 石塀の分布状況

図-1及び2に石塀の現況調査結果を示す。今回の調査では、全部で351件の石塀が市街地内に存在することが明らかになった(ほぼ同じ材料・積み方で構築されている一続きの石塀を一件とカウントしている)。全ての石塀の



写真-1 巖原市街地の状況(点線内が調査対象地区・写真は巖原町提供)

表-1 戸別訪問調査での主なヒアリング事項

- ①自分の町の石塀を美しいと思うか?
- ②当該石塀にこれまでに何等かの手を加えたことがあるか?
- ③それはいつ頃か?
- ④撤去したものがある場合、その理由は何か?
- ⑤補修したものがある場合、その方法はどのようなものか?
- ⑥今後の補修あるいは撤去の考えはあるか?
- ⑦石塀のある家に住んで苦勞することはあるか?
- ⑧今後石塀が破損したらどうするか?
- ⑨今後石塀の維持のためにどの程度資金をかける用意があるか?
- ⑩今後巖原の石塀をどうすべきと思うか?
- ⑪石塀を保存していくには何が必要と思うか?

長さの総延長は7,410メートルになる。その内訳は、個人の所有のもの及び社寺（以下個人所有と記す）308件（延長合計5,290メートル）、法人・公共機関所有のもの43件（延長合計2,120メートル）である。

使用されている石材は地元で白土（はくど）と呼ばれている石英を主成分とした白色の岩と久田石（くたいし）と称されている鉄分を含む錆色の岩が主体であるが、石塀によりそれらの使用割合や個々の石の大きさなどは様々である。

図-1で示した個人所有の石塀については、市街地のほぼ全域に分布しているが、特に中村地区をはじめ、日吉地区・宮谷地区等、大町通りと交差しながら蛇行する旧武家屋敷街路周辺に集中している傾向が認められる。

図-2で示した法人・公共機関等が所有するものについては、分布が市街地の中央を南北に走る大町通り沿いと金石城に至る横町通り沿いに集中している。これらの地域は以前は上級武士の居所等であったところにあたり、近代以降公共機関の事務所等がそれらの跡に立地してきたことが窺える。

こうした敷地では、従前の武家屋敷以来の石塀が多く残っており、それらを保全した例や、そうした背景を踏まえて石塀を再築したもの、あるいは石塀風の建造物を設けたものが多数認められる。また、敷地の用途が公共施設の事務所・職員宿舎等、個人住宅に比して大型の建築物の用に供されており、総じて一区画の大きさが個人所有の区画に比べて大きく、それに合わせて石塀も延長の長いもの・大型の屋敷門を持つもの等、巖原の歴史的石塀景観の骨格となっているものが多い。

次に、撤去の状況について見てみる。昭和51年作成の分布地図と比較すると、図-1と図-2を合わせて撤去されたものが171件（図中白色線）ある。その総延長は1,872メートルであり、過去29年間で、20%の石塀が失われたことになる。

撤去が確認された石塀のうち個人所有のものは78%であり、市街地の中でも南部の住宅密集地域に多く認められる。こうした地区では、もはや歴史的石塀が多く存在していた面影を留めていない街区も認められる。一方、中部・北部の旧武家屋敷街では、南部と比較して撤去の進行の度合いが少ない傾向が認められ、例えば中村地区では石塀の街並みが卓越している。

法人・公共機関のもので撤去されたものは対馬市巖原支所付近の2箇所その他数箇所だけでなく、崖地道路の拡幅に伴う石積み擁壁の撤去などが撤去の理由である。

## (2) 補修の状況

石塀の保全状況について分類すると、ほぼ作成当時の姿で残っているものが図-1と図-2を合わせて216件（全石塀の62%・図中黒色線）であるのに対して、何等かの

補修が加えられているものが135件（全石塀の38%・図中灰色線）である。

大町通り北部に存在する法人・公共機関所有の石塀は1980年に道路拡幅が行なわれた場所にあたり、その際に撤去・再築あるいは補修がおこなわれたため、形成当初の石塀はあまり残っていないが、八幡神社の例（写真-2・以下写真は全て筆者等撮影）のように既存の形態で移設されたものや再築されたものが多数ある。

次に補修の形態について見てみる。補修の形態は、今回の調査から、モルタル等の充填剤を用いない空積みによるもの、充填剤を目地に用いているもの、外部にモルタルを塗っているものの3種類に大別できる。

巖原の石塀は鏡積みと呼ばれる独特の積み方が用いられている場合が多い。これは、写真-3のように壁面に間隔を置いて大ぶりの平石を立て、その周りを小ぶりの石で積むというものである。今日存在する空積みの石塀の多くはこのような構築当時の形態がみられる。しかしこれら空積みの石塀には、裏込め土や石塀自体の重量により壁面にはらみがみられるものや、石積みの一部が崩落しているもの（写真-4）等、構造的な傷みの進行が目立つものも多数認められる。

モルタル等の充填剤を用いている石塀には、空積みの一部崩壊の補修にモルタルを接着剤として使用している例と新築あるいは大規模な修築の際にモルタルやコンクリートをコア材として使用している例とがある。前者は写真-5のように個人宅で小規模に行なわれている例が多い。後者は公共が所有している例が中心だが、中には少数ではあるが写真-6のように個人が大規模に再築を行なっている例も認められた。なお後者については、平成13年に長崎県建築士会对馬支部が「対馬の歴史的工法を考慮した石垣の構造に関する基準」<sup>11)</sup>を作成しており、以後石塀を新築する際には建築基準法に準拠したこの基準に則るようになってきているため、それらは全てコアコンクリートを持つ練積みとなっている。

外部にモルタルを塗った補修の行なわれているものは図-1および図-2を合わせて31件が確認された。この補修方法は写真-7でも分かるように伝統的な石塀の形態を塗り隠してしまうため、景観保全上は必ずしも適切でない



写真-2 道路拡幅の再に移設された八幡神社の石塀

手法である。

次に、石積みの形態については、伝統的な鏡積みにより補修されたものは公共によるものを除けば少なく、中には写真-8のようにまったく異なる形態のものも認められた。また、最近新築されたものの多くは、石材を矩形に加工して用いているため写真-9のように水平に直線的な目地が入っているものがほとんどであり、写真-3に示した伝統的な鏡積みとは異なってきている。

最後に石塀が撤去された地点の現況について見てみる。撤去が確認された地点の現況は大きくは駐車場等の開口部となっているものと、ブロック塀等石塀以外のものでも置き換えられているものに分けられる。このうち後者については、一部に何等かの石塀風にする配慮が払われているものが見受けられるが、ほとんどはコンクリートブロック塀かフェンスとなっている。また、写真-10のように巖原

の歴史的な石塀形態とは関係のない和風の意匠を採用したコンクリート塀や石積み風の形態を採用しているもの、写真-11のように明らかに地場材とは異なる石材をコンクリート壁に張ったもの等も数件確認された。

全体の状況としては、特に生活道路周辺において石塀所有者毎に独自の判断で補修の手法が決定され実施されている結果として、石塀自体はある程度まとまって残っている地域でも石塀の形態の連続性・調和が保たれていない地区が多く認められる（写真-12参照）。石塀景観の保全には、撤去を抑制することが重要であることは言うまでもないことであるが、歴史的な空積みの石塀がメンテナンスフリーではないことを考慮すれば補修は避けて通れず、その手法について最低限地区単位あるいは街路単位で方法の統一を図る等の対策が必要であることが示唆されていると言えよう。

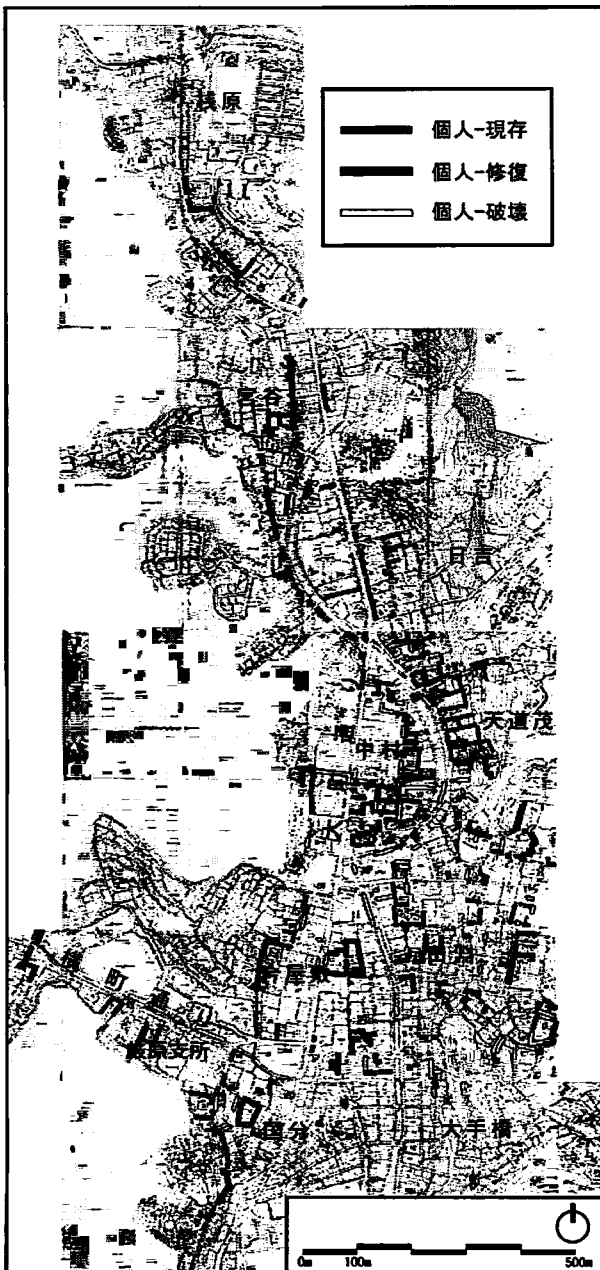


図-1 個人所有の石塀の分布状況

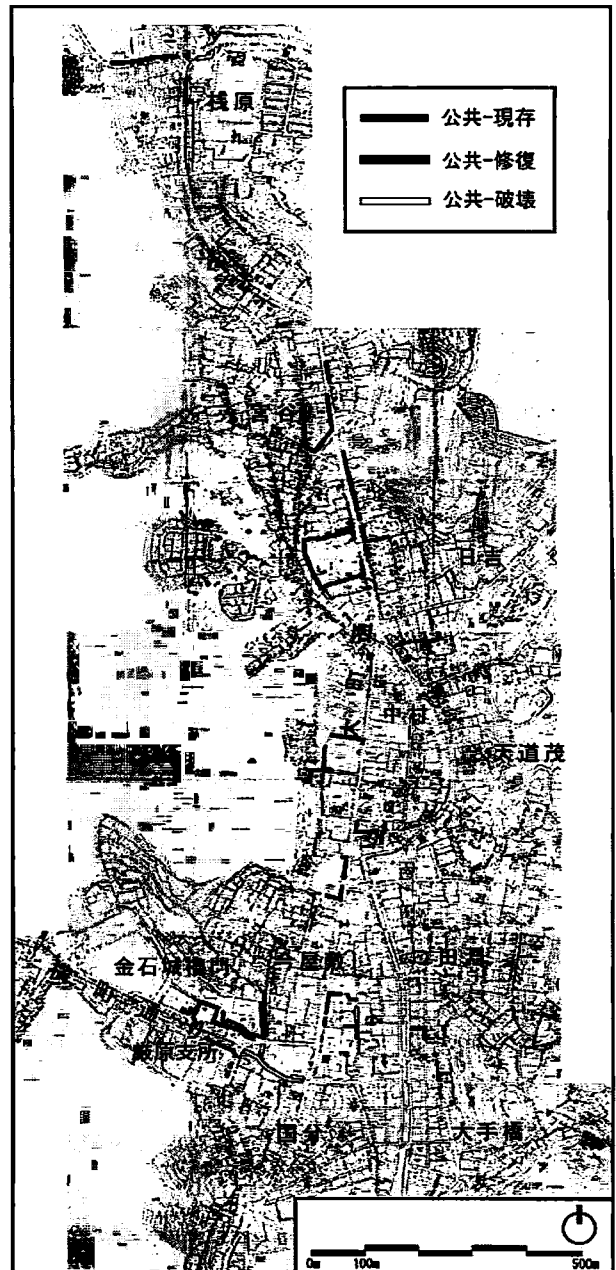


図-2 法人・公共機関所有の石塀の分布状況

## 5. 石塀保全についての住民意識

ここでは、石塀所有者に対して実施した戸別訪問ヒアリングの結果について考察する。

まず「自分の町の石塀を美しいと思うか？」との質問に対しては図-3に示すように「はい」と回答した石塀所有者の数が総回答者数132の約8割を占めており、多くの石塀所有者が石塀の価値を認識していることが窺える。

次に補修に関する意識について見てみる。「当該石塀にこれまでに何等かの手を加えたことがあるか？」との質問については図-4のように総回答者数132のうち全部撤去あるいは一部撤去と回答した石塀所有者が約4割あり石塀の減少が進んでいることを裏付けている。一方それ以外の内7割近くが何等かの補修をこれまでにこなっており、石塀所有者の多くが維持管理を行なっていることも読み取れる。

次に、図-4で全部撤去あるいは一部撤去と回答した所有者（49件）がいつごろ撤去を行なったかについては、図-5から20年以上前に撤去したとの回答が約4割と最も多い一方で、過去5年以内と回答した割合が2割以上、過去10年以内では4割近くになっており、近年も撤去が継続している状況が読み取れる。

次に、撤去の理由については、図-4で全部撤去あるいは一部撤去と回答した所有者（49件）のうち、図-6のように、車庫を設けるため及び建物の増改築によるものがどちらも3割近くであり、次いで道路拡幅工事によるものとなっている。これは樋口等<sup>10</sup>による2005年の事例調査結果とほぼ同じ傾向である。

補修の時期については、図-4で補修と回答した所有者（54件）のうち、5年以内が4割近く、10年以内では半数以上となっている（図-7参照）。

「補修したものがあある場合、その方法はどのようなものか？」との問に対しては、図-4で補修と回答した所有者（54件）のうち、図-8のように、伝統的な石積み（空積み）を用いたものが全体の四分の一であるのに対して、モルタル目地あるいはモルタルを石塀表面に塗ることで強度を高めたものが6割あり、伝統的な空積みで維持していくことが容易ではない状況が窺える。これには、モルタルによる補修が簡便で安価であることに加えて、伝統的な鏡積みによる空積みが現状の建築基準法（施行令第61条・高さ1.2m以下、同62条の8・高さ2.2m以下の補強コンクリートブロック造、同82条・地震時の転倒等）に適合しないため、大規模な修復を行なう際にはコアコンクリートを用いた高価な方法（コアコンクリートを用いた石塀の新築費用は、近年の事例で漆喰や瓦を用いない石積みのみ・高さ1.5メートルの場合、延長1メートル当たり40万円程度）を採用しないと許可が得られず、既存不適格の範囲での部分補修以外では空積みを採用しにくい



写真-3 鏡積みの一般的な形態

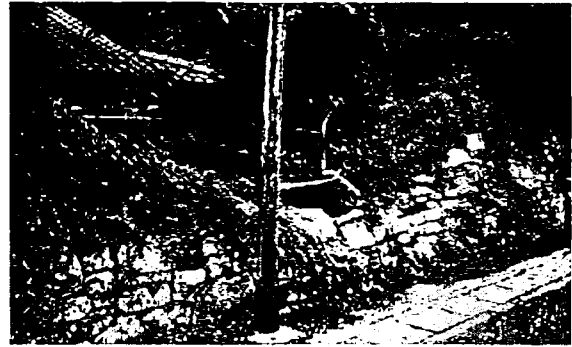


写真-4 倒壊したまま放置されている個人所有の石塀



写真-5 補強のために目地にモルタルを詰めた事例



写真-6 個人所有者により再築された石塀



写真-7 モルタルで塗り込められた石塀の事例

ことが背景として考えられる。

今後の補修については、図-9に示すように全体（総回答者数132）の半数近くが現状かそれに近い保全をすると答えている一方、2割がコンクリート塀に改築すると回答している。また今後の維持費をどの程度用意しているかについては、図-10に示すように全体（総回答者数132）の6割近くの所有者がまったく資金の手当てをしていないと回答している。これらから、今後傷みが進行した場合、補修が撤去かを所有者の判断に任せれば現存する伝統的の石塀の相当数が失われることが考えられる。

次に「石塀のある家に住んで苦労することはあるか？」との質問に対しては、図-11（回答者数127、複数回答可）に示すように、「なし」と回答した所有者が6割近い一方で、維持費の問題や管理に時間がとられること等を挙げている所有者も四分の一おり、石塀の保全について何等かの問題を感じている所有者も多いことが窺える。

「今後畿原の石塀をどうすべきと思うか？」との質問に対しては、最初の質問（図-3）と呼応するように、全体（総回答者数132）の四分の三ができるだけ保全すべきであると回答しており、意識としては保全に賛成である所有者が多いことが窺える（図-12参照）。

最後に「石塀を保全していくには何が必要か？」との質問については、図-13（複数選択可）に示すように行政からの資金援助との回答が最も多く全体（総回答者数132）の4割近い。次いで、手入れの専門家と回答した所有者と固定資産税等の優遇を挙げた所有者がそれぞれ2割みられた。歴史的資産の指定については1割が選択しているが、ヒアリング回答者のうち3名からは「指定してほしくない」との具体的な意見が得られており、歴史的資産指定に伴う規制を敬遠する意見もごく少数ではあるが存在している。なお、回答者のうち12名（全体の約1割）から「住民意識の向上が必要」との意見が別途自発的に寄せられており、保全に向けては市民が主体となる必要があることを強く認識している所有者もある程度存在していることが確認された。

以上をまとめると、多くの個人石塀所有者が石塀の価値と保全の必要性を認識しており、そうした意識を背景に保全の取組みも広く行なわれているが、個人による保全には限界があり、資金的な問題や管理の問題、あるいは生活利便性改善への欲求などから、石塀補修手法の不統一や撤去に至っている状況があると考えられる。

## 6. 法人・公共機関の意識

ここでは、法人・公共機関の石塀保全に関する意識について考察する。法人・公共機関に対するヒアリングは調査票を送付し回収するという方法を取ったが、調査票



写真-8 ヘリンボーンのような積み方の民家の石塀



写真-9 平成16年に構築された新しい石塀

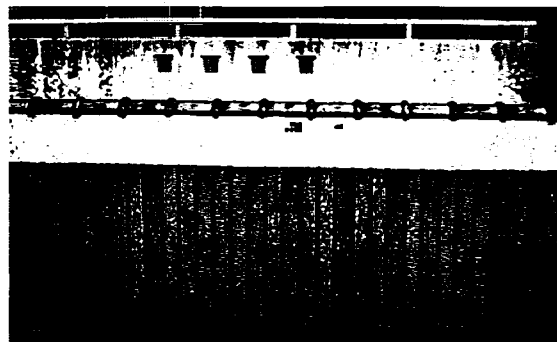


写真-10 和風意匠で創られたコンクリート壁



写真-11 コンクリート壁に張り石をした塀



写真-12 石積みの形態が不連続となっている事例

を送付した28件(法人12件,公共機関16件)のうち21件(法人7件,公共機関14件)から回答が得られた。このうち6割弱が石塀を改築・補修・再築または新築しており,3割は以前のままの姿で保全している(図-14参照)。

石塀保全の理由については,7割が対馬市による歴史的石塀文化を残そうとする取組みに協力するためであると回答している。

今後の修復については上記の立場から厳原固有の歴史的技法を尊重し修復するとした回答が全体の半数となっているが(図-15参照),中には「土地を売却することを考えているため修復は行なわない」、「維持費がない」、「(今後の補修について)現時点ではなんとも言えない」と

いう消極的なコメントも少数認められた。

公共機関のうち対馬市教育委員会厳原事務所からは、「史跡であり歴史的姿で保全するのが当然である」とのコメントが得られており,また対馬市厳原支所からは「私達のまちにとって大切な資源として範を市民に示すため」とのコメントを得ている。これらから,市としては石塀保全に向けた取組みに積極的な姿勢であることが窺える。

大町通りに面して敷地内に屋敷門や白壁瓦葺の石塀(写真-13)を保全している長崎県対馬地方局からは,歴史的景観重視の立場から,局敷地内の既存石塀の保全,職員住宅・局駐車場コンクリートブロック塀のRC造石張化等を推進しているとのコメントが得られているが,

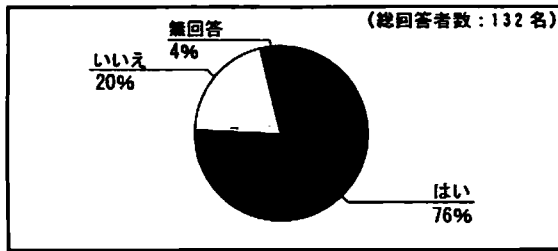


図-3 厳原の石塀を美しいと思うか?

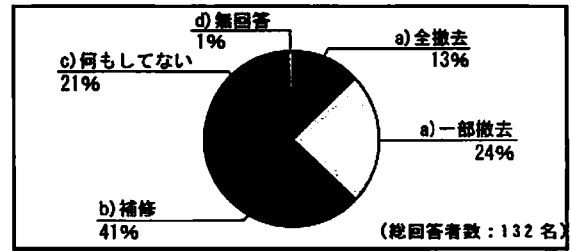


図-4 石塀に何等かの手を加えたことがあるか?

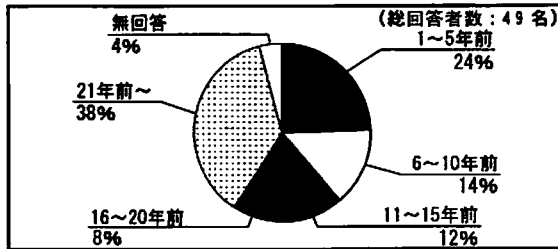


図-5 撤去・一部撤去したのはいつごろか?

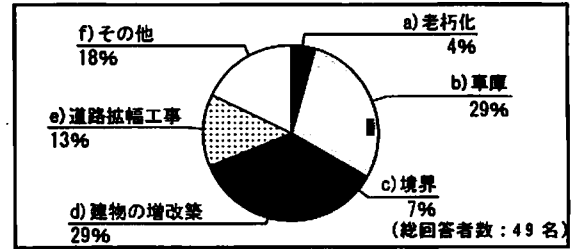


図-6 撤去の理由は何か?

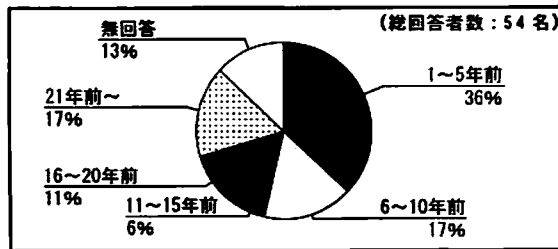


図-7 補修したのはいつごろか?

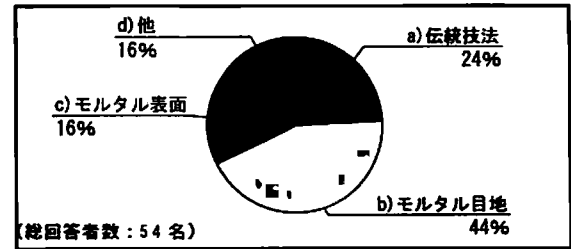


図-8 補修に用いた方法は何か?

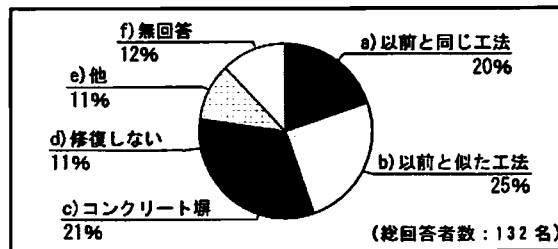


図-9 今後石塀が破損したらどうするか?

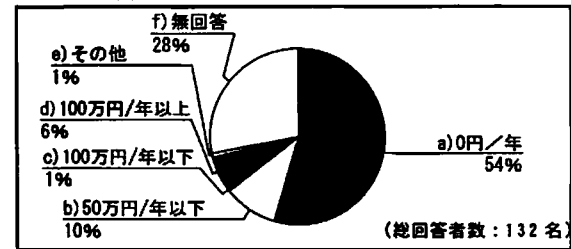


図-10 石塀保全にどの程度お金をかける用意があるか?

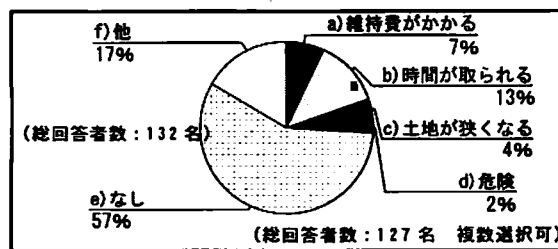


図-11 石塀のある家に住んで苦労することは何か?

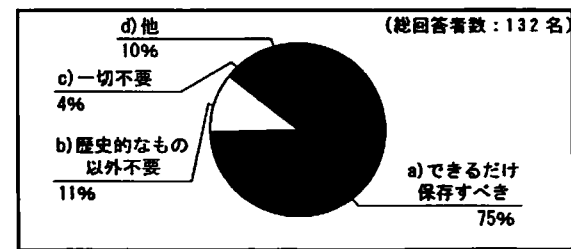


図-12 今後厳原の石塀をどうすべきと思うか?



それに添えて、厳原市街地において既存の石塀の多くが老朽化し危険な状況にあることを危惧していること、公的助成等の手当てが必要であると考えていること、職人が不足していること等の認識が示されており、単に自ら管理している石塀だけでなく、広く厳原全体の石塀保全について強い関心を持っていることが読み取れる。他の県機関でも石塀は現存していなかったが屋敷門が残っていたので再築した等のコメントが得られており県全体として保全に強い関心を持っていることが窺える。

また、コメントの中で建築士会对馬支部で作成した石塀の設計基準に言及し、改修が必要となった際には歴史的意匠を残しながら構造的な安全性にも配慮した手法を採用すると回答したものが多く見られ、法人・公共機関の間では建築士会对馬支部作成の設計基準が今日的な石塀構築の基準として浸透していることが窺える。

以上をまとめると、法人・公共機関については、総じて石塀保全に積極的であり、個別に水準の高い保全の取組みがなされていると言える。

## 7. 対馬市の意識

ここでは、対馬市の取組みについて考察する。

対馬市は、平成16年に6町が合併することにより誕生しているが、それまでは厳原市街地は旧厳原町に所属していた。当時から、厳原町では町の事業としてふるさと創生事業による金城櫓門の復元等いくつかの歴史的景観の保全に取り組んできた。また不足する石塀用の石材（厳原周辺では現在石塀用の久田石の切り出しは行なわれていない）を確保する目的で、町内で石塀が撤去された際に発生した石材をプールしておくためのストーンバンク制度を平成元年に立上げたが、その後実績（石の確保）があがらず、平成13年に廃止されている。これは、当時の担当者への聞き取りによれば、住民への周知不足と手続きの不便さ等から住民の積極的な協力を得られなかったためと考えられる。

平成13年、大町通り(県道)の国分地区拡幅事業が長崎県による美しいまちづくり推進条例策定に向けたモデル地区に選定された。市民参加による街路づくりの方式が県内で初めて導入され、歩道部を中心に石を多用した街路が整備されている。平成15年の同条例施行後には、条例に盛り込まれた重点支援地区制度を活用して、町により道路拡幅事業残地二ヶ所にポケットパークが整備されその中に鏡積みの石塀が地元の石工の手で新設されている。同じ大町通り沿いの民家では、県の補助制度を活用して石塀が新築されている（負担率は県1/3、市1/3、所有者1/3）。さらに、旧武家屋敷街の中村地区でも地域住民を主体としたまちづくりの取組みの中で旧半井桃水宅跡

を石塀を含め保全する試みが始められている。このように徐々にではあるが市民との協働による石塀保全の動きが生まれつつある。

旧厳原町では景観緑三法の施行を受けて景観条例を整備し景観形成地区を指定することにより既存の石塀を保全したいと考えているが、石塀所有者の理解・協力を得るための具体的な活動は現在行なわれておらず、また対馬市側も全市的な制定というフレームで考えており、厳原を優先する意図がないため、作業は具体化していない。

石塀所有者に対するアリングでは、行政からの補助金・固定資産税の優遇等、市に対して金銭的な支援を期待する意見が多かったが、市としてはこれまでのところ先に触れた県の条例の他には特段具体的施策は準備しておらず、合併後の市の厳しい財政状況を考慮すれば、市による個人所有者に対する直接的な支援が今後早い時期に実現する可能性は高くないと考えられる。

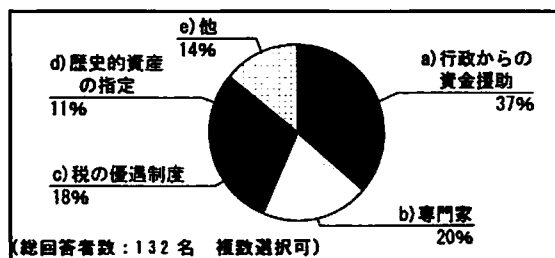


図-13 今後厳原の石塀を保全するには何が必要か？

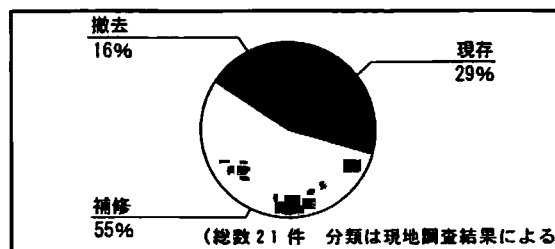


図-14 法人・公共機関の石塀の保全状況

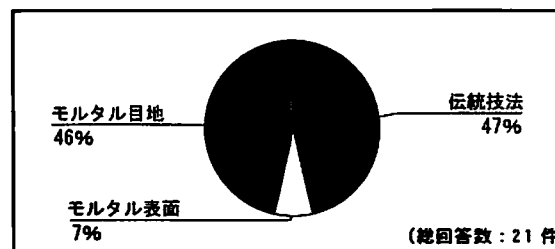


図-15 法人・公共機関が考えている今後の修復方法



写真-13 長崎県により1990年に補修された石塀



ヒアリングで回答が金銭的支援に次いで多かった石塀の専門家については、現在旧巖原町内に一社存在するのみである。巖原の歴史的石塀は鏡積みのように独特の形態を持っていることから、今後石塀の保全・修復を積極的に推進するのであれば、専門家の育成は不可欠であるが、現在そうした動きは市側には見られない。

## 8. 石塀群保全上の課題

ここでは、現況調査及びヒアリングから明らかになった巖原市街地における石塀保全の主な課題を整理する。

### (1) 継続的な石塀の消失傾向

現況調査により、昭和51年以降調査対象地区全体で、件数では33%、延長距離では全体の20%の石塀が消失しており、近年も撤去が続いていることが明らかになった。こうした石塀の継続的な消失傾向には、市街地内でも地区によって違いがあることが認められ、市街地北部に比して南部の人口密集地区に撤去された石塀が多く分布する傾向が認められる。

29年間で20%撤去を一年当たりによれば、年平均で1%弱の石塀が撤去されていることになる。構造的な傷みが進行している石塀が多数あること等を考慮すると、現時点で抜本的な保全対策を確立しなければ今後も石塀の撤去は進行すると予測され、近い将来巖原の歴史的石塀の保全は危機的な状況を迎える恐れが強いと言える。

### (2) 石塀所有者の自主性に依存した保全の実態

現状では民地での石塀保全は各所有者の自主的な判断に委ねられている。ヒアリングと現況調査から、個人の石塀所有者の過半が巖原の歴史的資産として石塀保全の必要性を認識していることが明らかになったが、その一方で各石塀所有者の意識の違いや負担能力の違いによりコストのかかる歴史的意匠に忠実な保全から安価なモルタル塗込まで様々な補修方法が用いられている実態があり、用いられている補修方法の違いから街並みの統一感が損なわれている事態が各地で認められる。

### (3) 保全の担保がない法人・公共機関所有の石塀

法人・公共機関については、ヒアリングの結果から過半が巖原の歴史的石塀の保全について高い意識を持っており、既に多数の保全の取組みがなされていることが確認された。しかしこれら法人・公共機関による石塀保全の取組みも、個人所有のものと同様に各主体の自主的な判断に負っており、横断的な保全方針・手法の調整等はなされていない。少数ではあるが経営上の理由で保全に消極的な例も認められた。現状では今後の石塀保全につ

いての明確な担保が存在していないと言わざるを得ない。

### (4) 具体的な保全目標・手段を持たない対馬市

対馬市はこれまでに様々な石塀保全策を実施に移してきているものの、それらの多くが史跡の修復・再生や公共施設周辺の石塀修復・再生である。過半の石塀を所有している住民に直接働きかける補修費用補助等施策の整備は遅れており、ヒアリングの結果も石塀所有者の望む支援策と市の取組みとの間に乖離が生じていることを示している。近年一部で県の補助制度を活用した取組みが始められたが、市街地全域を対象とした石塀保全計画のようなものは存在しておらず、場当たりの対応以上のことができない状況にはない。

## 9. 石塀群保全に向けた対応策

ここでは、前記の各課題を踏まえ、今後どのような対応策が必要・有効かについて考察を行う。

### (1) 官民協働による石塀保全

市街地全域に多数の石塀が分布しているという事実は、歴史的・文化的景観を面的に留めているという意味で貴重なことであるが、一方保全の立場からは、保全対象物が広い範囲に分布している状況は一地区に限定的に対象物が集中しているケースと比較してより大がかりな保全努力が必要となる。また、個人所有の石塀の場合、石塀撤去の主な理由が建物改築・車庫新設等生活利便性の向上と見られること、歴史的意匠・構造を維持した石塀保全は所有者に大きな負担となること等を勘案すると、単に市側が個別に石塀所有者に保全を求めるだけではその効果に限界があることも予想される。

こうした中、先に触れた中村地区（自治会）での取り組みは、市民と行政との協働による新しい石塀保全の手法として注目される。中村地区では、地区の中心となる街路（中村通り）を軸にしたいわゆるまちづくりの取り組みの中で、ポケットパークの整備やコミュニティハウスの建設とともに石塀の保全が活動の一つとして位置づけられている。公的な性格の強い半井桃水宅跡の整備は市の事業に位置づけられ、さらに県からの補助金が充当されている。そして沿道に現存する個人所有の石塀群については、地区内での住民間合意事項として各所有者に保全の働きかけがおこなわれている。

本事例は、巖原のように広く市街地全域に保全対象物（石塀）が分布しているケースにおいては、自治会等何らかのまとまりを持った地区単位でまちづくりの手法の一つとして石塀保全を位置づけ、地区住民の参画と適切な行政支援を組み合わせて保全を進める形態が成立しうる可

能性を示していると言えよう。

平成の合併後財政的に厳しい状況にあるため対馬市による石塀保全へのまとまった財政支出は当面困難であること、また長崎県からの保全に関連した補助にも限界があること等から、公的財源を基盤とした厳原市街地全域の石塀修復・保全は現実性が低いと考えられるが、ヒアリングで明らかになったように、補修方法等にばらつきはあるものの、これまで多数の石塀所有者により自主的な石塀保全活動が継続的に行われてきているという事実や、石塀保全に向けた石塀所有者の意識の高さを勘案すれば、中村地区のような官民協働の石塀保全の形態は公的財源中心の保全策の代替策として考慮する余地が十分あるように思われる。

厳原における官民協働による石塀保全はこれまでにストーンバンクの試みがあるが、これは先にも触れたように制度を設けた市側の意向が市民の間に十分浸透しなかったことや石材持込みに伴う手続きの煩雑さ等が主な原因で失敗に終わっている。今後官民協働の石塀保全を具体化するには、こうした過去の教訓に加え現在中村通りで進められつつある取り組みからの知見を十分に活用する必要があるであろう。

## (2) 保全目標とガイドラインの作成

対馬市が現在行っている場当たりの石塀保全では長期的に大きな効果を期待し難いのは明らかであり、具体的な保全目標の設定や保全のためのガイドラインの作成が必要となる。これまでに(財)文化財建造物保存技術協会等により厳原市街地を対象とした石塀の意匠や構造についての調査が行われている。また建築士会对馬支部作成の石塀設計基準はすでに多数の適用実績がある。個人による補修事例の中にも石塀と新設した駐車場入口部との間で景観上の工夫がなされたものが認められ、これらを今後の保全修復手法のメニューに取り込むことができる。こうした既存の資料や知見を基に具体的な保全目標とガイドラインを作成することは可能であろう。

そこでは、単に石塀の保全手法や基準を示すだけでなく、ヒアリングで明らかになった石塀所有者側の課題を踏まえ、補修に必要なコストの目安、補修依頼のできる業者リスト(言うまでもなくこれには歴史的な石積技術の継承と普及に向けた取り組みが別途必要となる)、さらに市としてどのような支援策を用意しているか等が明示されるべきであろう。

また、今回の調査で明らかとなった地区毎に異なる保全状況や所有形態にも配慮する必要があるであろう。例えば厳原の石塀景観の骨格となっている大町通りについては、既存石塀群の過半を所有する法人・公共機関と対馬市との間で明確な保全ガイドラインの策定と役割分担についての調整が必要である。一方、個人所有が中心の

生活街路については、市街地全域を一律に扱うのではなく、中村通りの事例のように自治会のような一団の地区を単位として、地区毎の保全実態や住民意識に応じて地区内住民間での合意を前提とした保全目標及びガイドラインの形成を試みるべきであろう。

官民協働の石塀保全を推進していくためには、なによりも石塀所有者だけでなく広く市民全体の合意と参加が不可欠であるが、本稿では厳原市街地居住者の過半を占める石塀を所有していない市民に対しての意識調査は実施していない。これは今後調査すべき事項である。また保全目標・ガイドラインにどの程度の拘束力・強制力を付与しどのような施策を入れるかは対馬市で検討中の景観条例の形態や市民の意向等が関係する。これらについても今後の市民意識調査等を踏まえて議論を行いたい。

謝辞：本稿の作成に当たり、多数の厳原住民の方々・対馬市厳原支所・長崎県対馬地方局等に多大なご協力をいただいた。厚く謝意を表す。

## 参考文献

- 1) 例えば「歴史遺産としての石造建造物の土木史的研究」平成12・13・14年度日本学術振興会科学研究成果報告書、「東祖谷集落伝統的建造物群保存対策調査報告書」、徳島県三好郡東祖谷村教育委員会、2003、等
- 2) 三宅正弘、庄野武朗：石造壁構造物の視点からみた石造建造物群と石垣集落の変遷と修復システム-愛媛県外泊地区を事例に、土木計画学研究・論文集、Vol. 22, no. 2, pp. 371-378, 2005.
- 3) 三宅正弘、藤田愛、山中英生：土木および土木教育における市民共同方式による石積みの可能性、土木計画学研究・論文集、Vol. 20, no. 2, pp. 375-378, 2003.
- 4) 三宅正弘、庄野武朗、山中英生：中山間地域における石造社会基盤の景観保全システム-徳島県高開の石積みを事例に、土木計画学研究・論文集、Vol. 22, no. 2, pp. 379-386, 2005.
- 5) 庄野武朗、三宅正弘：風土的景観の継承活動としての市民参加型石積みに関する研究、都市計画論文集、no. 40-3, pp. 901-906, 2005.
- 6) 三宅正弘、鳴海邦碩：地場石材による石垣景観の形成とその特性維持に関する基礎的考察-阪神間・六甲山麓部における住宅地を事例に、第31回日本都市計画学会学術研究論文集、pp. 193-198, 1996.
- 7) Harada et al., An investigation of retaining wall piled up stone at a village (part 5), *Memoirs of Nagasaki Institute of Applied Science*, vol. 22, no. 2, pp. 157-171, 1981.
- 8) (財)文化財建造物保存技術協会：厳原町石垣調査報告書、1998.
- 9) 樋口明彦、吉原真理子、高尾忠志：既存コミュニティを貫通する地方幹線道路拡福事業における住民参加に関する研究、土木計画学研究・論文集、Vol. 22, no. 2, pp. 361-370, 2005.
- 10) Higuchi, A., Takao, T., Ishibashi, T., Ito, K.: Restoration of Historic Stone Landscape in Downtown Izuohara, *Proceedings of International Symposium on Urban Planning 2005*, Korea Planners Association, pp. 51-63, 2005.
- 11) (社)長崎県建築士会对馬支部：対馬の歴史的工法を考慮した石垣の構造に関する基準、2004.